

掛川市立東山口小学校 いじめ防止基本方針

平成26年8月 策定

平成30年3月 改訂

令和5年3月一部改訂

I いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

〈いじめ防止対策推進法 第2条〉

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ア いじめの表れとして考えられること

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

イ いじめの理解

- ・どの子どもにも、どこでも起こりうる
- ・「暴力を伴わないいじめ」も、繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同じく生命又は心身に重大な危険を生じさせることがある。
- ・「被害者」「加害者」だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」にも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように雰囲気となるように指導や支援を行う。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。
- ・いじめが重篤になればなるほど状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめの未然防止とともに、早期発見・早期対応が重要である。
- ・いじめの問題には、家庭・地域・学校の協力だけでは十分に対応できない場合もあるため、関係機関との連携が必要である。

2 学校におけるいじめ防止対策

(1) 組織の設置「いじめ対策委員会」

構成員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・担任（必要に応じて、関係教職員・SC等）

(2) いじめの未然防止

ア 支持的な学級づくりと子どもの人間関係の見取り

- ・授業、生活において、友達のよさを認め合う温かな学級をつくる。
- ・一人一人のよさを価値付け、自己肯定感を高める。

イ 子どもの自主的活動の場の設定

- ・学級活動や委員会活動、行事等を通して、目標に向けて努力し達成する経験を積み、自信を持たせる。
- ・互いの良さががんばりを認め合う活動を通して、自尊感情の向上を図る。

ウ 道徳教育・人権教育の推進

- ・社会性や規範意識を育む。
 - ・思いやりなどの豊かな心を育む。
 - ・互いの個性を認め、心の通う人間関係をつくる。
 - ・コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養う。

エ 配慮を要する子どもへの支援

- ・子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を、組織的に行う。

オ 保護者や地域との連携

- ・家庭、地域、学校が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、協力して対応する。
- ・参観・懇談会、学校運営協議会（年3回）、民生委員・主任児童委員と語る会（年1回）を実施する。

カ 教職員の資質向上

- ・ソーシャルスキル研修や人権研修、SCによる研修等を行う。

(3) いじめの早期発見・早期対応

ア 子どもの実態把握

- ・アンケート（6月・11月・2月）で情報収集・実態把握をする。
- ・生徒指導の会（毎週火曜日 15:20～）で、その週に起きた出来事や、継続して指導している事項について共有する。

構成員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援コーディネーター・養護教諭

- ・拡大生徒指導委員会（4月）で、全職員で配慮を要する児童の共通理解をする。

イ 相談体制の充実

- ・希望面談(4月)、個別面談(7月)、SCの定期来校、その他、いつでも気軽に相談ができることを保護者に呼び掛ける。

ウ いじめの情報共有の体制整備

- ・教職員はいじめを発見又は相談を受けた場合、いじめの疑いを感じた場合は、生徒指導主任に報告する。
- ・生徒指導主任は、管理職に報告する。必要に応じていじめ対策会議を開き、対応について協議する。
- ・いじめが確認された場合は全職員に情報共有し、市の教育委員会に報告する。

エ いじめへの対応

- ・いじめ対策会議を活用し、速やかに事実を確認する。記録を残す。
- ・いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を行う。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーの協力を得る。

オ いじめの解消

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいる
 - ②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないの、2点が満たされている状態である。
- ・いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得る と考え、日常的に注意深く観察する。

カ 諸機関との連携

- ・いじめの実態に応じて他の諸機関とも連携して対応する。〈掛川市いじめ防止基本方針〉
掛川市教育委員会 西部児童相談所 掛川市役所福祉課
掛川市こども希望課 掛川警察署

3 重大事態への対処

- | |
|---|
| <p>〈いじめ防止対策推進法 第28条〉</p> <p>一 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|---|

重大事態が発生した場合には教育委員会に報告し、教育委員会の判断のもと速やかに調査組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向けて、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。